

令和6年第3回始良市教育委員会定例会

令和6年3月8日（金）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時00分

加治木総合支所南庁舎3階大会議室

1 出席者

小倉教育長 川畑委員 藤田委員 高橋委員

2 教育委員会事務局の出席者

北野教育部長 湯田次長兼教育総務課長 濱田次長兼学校教育課長
享保次長兼社会教育課長兼図書館事務局長 留野保健体育課長 杉尾国体推進課長

3 議事

議案等番号	件名	結果
議案第9号	始良市教育委員会関係行事の後援事務処理要綱の一部を改正する告示に関する件	可決
議案第10号	始良市立学校財務事務取扱規程の一部を改正する訓令に関する件	可決
議案第11号	始良市新学校給食センターPFI事業審査委員会要綱の制定に関する件	可決
議案第12号	始良市就学援助要綱の一部を改正する告示に関する件	可決
議案第13号	燃ゆる感動かごしま国体庁内推進会議要綱を廃止する告示に関する件	可決

4 議事録

教育部長 ただいまから令和6年第3回始良市教育委員会定例会を開催いたします。本日の議題は、議案5件となっておりますので、委員の皆様方よろしくお願ひいたします。それでは、これ以降の議事の進行につきましては、小倉教育長にお願ひいたします。

教育長 これから会議に入ります。本会議は公開を原則としておりますが、本日の会議を公開することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって本日の会議は公開することとします。まず日程第1「議事録の承認・署名」についてであります。皆さん、前回議事録の承認・署名は、お済みでしょうか。

全員 はい。

教育長 それでは、前回議事録は承認されたものと認めます。次に、日程第2「委員及び教育長の報告」についてであります。委員の皆様方から、何かご報告はございませんでしょうか。なければ私の方からご報告いたします。臨時の教育委員会が明後日とあります。実は明日、県から異動の内示がありまして、それから資料づくりをするため、明後日開催することになりますので、ご了解いただければと思います。次に日程第3、議案第9号「始良市教育委員会関係行事の後援事務処理要綱の一部を改正する告示に関する件」を議題といたします。まず事務局の説明をお願ひいたします。

事務局 (教育総務課長) それでは、資料の1ページ、議案第9号「始良市教育委員会関係行事の後援事務処理要綱の一部を改正する告示に関する件」について、ご説明いたします。この要綱は、公共・公益的団体等が実施する各種の教育的事業によるイベントや催し物について、教育委員会のお金や人員をもって援助をするものではなく、始良市教育委員会が後援名義の使用を承認することにより、広く市民に普及、啓発することを応援するために定めたものです。資料の14ページをお開きください。この新旧対照表の改正点を記載しておりますので、ご説明いたします。この要綱の改正点は、大きく3つあります。まず、1点目の改正点として、要綱内の表記表現で、「行事」と「事業」の2つの表現が混在していました

ので、資料の14ページの第4条、第5条、15ページの第8条、第9条、16ページの第10条、そして、第11条の条文中に記述のある「事業」という文言を「行事」に改めて、表現を統一します。これは、一般的に「事業」とは、継続的な活動に関する取組を指します。一方、「行事」とは、特定の日や期間に行われるイベントや催し物を指しますので、一時的なイベントや催し物を後援する、この要綱においては、「行事」という文言で記述を統一することが適当と考えています。

次に、2つ目の改正点として、資料の14ページに戻りまして、第4条のカッコ書きの3番の細目にある、カタカナの「キ」の項目ですが、これは、教育委員会として、公正な後援を確保することで、行政の中立性を保ち、特定の宗教活動や政治活動、特に反社会的な活動を行う団体への不当な恩恵を排除するために、行事の後援申請をする主催者に限らず、その行事の共催者と関連する団体も含めて、審査を行うための規定として追加するものです。

次に、3つ目の改正点として、この後援の承認申請にかかる事務手続に不足していた取扱いの規定や交付する文書の様式の追加です。資料の15ページの上段の第6条の第2項では、申請のあった行事の後援を認めない場合に交付する「行事の後援不承認通知書」の様式を定めます。様式は、資料の8ページに記載しています。また、資料の15ページの第7条では、行事の内容を変更する場合の原則として、現行の規定では、「事前承認」としていた取扱いを、改正後の案では、「再申請」に改めます。ただし、承認の取消しには及ばない程度の軽微な変更については、行事計画変更届の提出を求めるとする取扱いに変更したいと考えています。ここでの「軽微な変更」の具体的な例としては、その変更が公益性や行事の基本方針に大きな影響を与えず、一般的な運営において問題を引き起こさない程度である場合で、例えば、イベントの日付や時間のわずかな変更、一部のプログラムの順番や内容の変更などです。また、第8条では、行事の後援を決定した後において、承認を取り消す場合に使用する「行事の後援取消通知書」の様式とその取扱いや関連する免責を追加したいと考えています。様式は、資料の11ページに記載しています。説明は、以上であります。

教育長

ただいま事務局からの説明が終わりました。これから質疑を行います。何かご質疑ございませんでしょうか。

委員

私は、リサイクルをするときに教育委員会から後援をいただいたりしております。いろいろなところから後援をいただいているので、今、思うことをお伝えできればなあと考えています。

まず14ページの第5条2に、教育長は、必要と認めるときは、次に掲げる書類を提出させるものとする、とあるのですが、例えば鹿児島県とか霧島市は必ず団体名簿・団体規約・予算・終わった後に収支報告書を提出する必要がありますが、始良市教育委員会は申請しやすいなといつも思ってい

るところではありました。そういうものは、必ず提出するようにはしない感じですか。

事務局 (教育総務課長補佐) 観客がチケット代を支払う場合は、予算書を頂いております。参加される方に、お金の負担が発生しない場合は、予算書の提出は必要ありません。また、事後報告書については求めていないところです。

委員 分かりました。

教育長 名簿についてはどうですか。

事務局 (教育総務課長) 今回改正する趣旨、本来原因となった内容としては、宗教活動や政治活動、反社会的勢力を排除するためというのが主な理由でございましたので、その行事の内容が宗教の教義を広めるための内容になっていないかとか、特定の宗教の儀式・拝礼・礼拝に該当しないかとか、特定の宗教への信仰を条件としていないか、政治であれば政治の思想・宣伝を重点にした行事ではないか、特定の政党の支持を呼びかけるものではないか、反社会的勢力との関与はないか、差別的な表現をするようなイベントではないかといったことを確認するために追加する書類として、その団体の申請団体がどういった日々の活動をされているのかの基本的な情報がわかる概要書であったり、これは審査の透明性を確保するものでございますけれども、その団体の定款、その団体が公的な位置付けとして、どのような基盤に基づいたものであるのか、どういった組織体系を持っているのかがわかる組織図、役割分担、内部の組織の構成であったりを確認します。役員名簿は必要に応じて求めます。関連する団体の氏名と合致する人が役員メンバーの中に記載がないかを確認します。また、必要に応じて実績報告書を求めます。そういったことで今回市として後援する際の公平性・中立性を欠けるようなイベントについて後援することが望ましくないので、それを排除するために必要な書類を求めるために、こういった規定を追加したところでございます。

委員 分かりました。

教育長 芸術関係のリサイタルとかは、そんなに問題ないのですが、背後に宗教団体などが見え隠れするとか、公益的な事業に見せかけて、例えばキッズマネースクールみたいなことと称して、実際は投資のお誘いをするような団体とかもあります。最近是非常に巧妙なものもあって、後援するべきかどうか、担当者も悩んでいるのですが、だから気になる申請があればヒアリングするよう指示しています。教育委員会が後援をすることで、別の目的に加担することになってしまわないよう、そこは慎重にやっているところでございます。ほかに何かありませんか。

委員 先ほどの説明で「行事」と「事業」の違いというのがよく分かりました。実際問題として、例えば後援申請を出される方が来られた場合、芸術的なものであったら社会教育課、スポーツ的なものであったら保健体育課というように、関係する課で最初は受付されるのでしょうか。

事務局 (教育総務課長)後援申請は全て教育総務課でお受けして、審査しているところでございます。審査においては、当然主催する団体の属性、学校、スポーツ団体、いろいろな団体がございますが、そういった団体が実際に存在するののかも含めて審査をしますし、行事についての内容に教育関連・芸術文化・スポーツの普及に貢献するのかどうかというのも審査します。それ以外にも主催者の存在や、どういった講師が参加するのか、開催場所は安全であるかどうかとか、参加者の負担が過度なものにならないか、そういった内容を審査しますので、まず教育総務課で一括してお受けして、審査し、決定をするという流れになっております。

委員 分かりました。

教育長 ほかにありますか。
なければお諮りします。議案第9号は、事務局からの提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。
それでは議案第9号「始良市教育委員会関係行事の後援事務処理要綱の一部を改正する告示に関する件」については可決されました。
次に日程第4、議案第10号「始良市立学校財務事務取扱規程の一部を改正する訓令に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (教育総務課長)それでは、資料の26ページをお開きください。議案第10号「始良市立学校財務事務取扱規程の一部を改正する訓令に関する件」についてご説明いたします。
資料の27ページをお開きください。この訓令は、学校給食の公会計化に伴い、令和6年度に限り、学校において賄材料費の支出にかかる事務を行うこととしております。その取扱いに関して、「始良市立学校財務事務取扱規程」との整合を図るために、資料の28ページの新旧対照表のとおり、別表の中の項目にある「専決できる経費」に「賄材料費」を追加して、学校給食の材料費等である「賄材料費」の代金を支払うための事務処理のひとつである「支出負担行為兼支出命令」という手続を学校でも行えるように定めます。そして、その事務で処理できる金額には、上限を設けないことを定めるものです。これが、改正する内容となります。説明は、以上であ

ります。

教育長 担当課長、付け加えて説明をお願いします。

事務局 (保健体育課長) 令和6年度から公会計化されますので、全ての事務を教育委員会の方であるのが本来なのですが、令和6年度は、滞納の債権を教育委員会が引き継いだり、新給食センターの事務が多くなることが予想されておりますので、令和6年度に限って、賄材料費については、学校に事務を担っていただいて、ある程度落ち着いた令和7年度から保健体育課の方で全ての業務を引き受けるようにしていきますので、1年間の経過措置というふうにご理解いただきたいと思います。給食センターについては、給食センター所長をはじめ事務の人間がやりますのでいいのですが、主に自校方式の学校給食室は、栄養教諭・学校の事務の先生のご協力を得まして、支出をしていただきたいと思います。大きな金額で言いますと学校給食会に100万円を超えるような支払いもありますので、上限額を決めずに支出できるようにいたします。以上でございます。

教育長 公会計化を今年4月からするんですけれども、8月頃まで学校が滞納者に対する債権を持っています。また、今は学校が給食費を徴収して、納入業者に支払いをしています。しばらく学校に事務をしてもらって、それから教育委員会で全ての業務を持って、本格的に公会計化に進めていきたいと思っており、経過的措置といった意味合いを持っているということですよよろしいですか。

委員 ということは、本年度限りですから、来年度になれば、この文言は削るのですか。

事務局 (教育総務課長) 3月末をもって時限付で廃止する文言を入れようと思ったんですけれども、これは鹿児島県が出しています、「鹿児島県の文書・法制の手引き」によりますと、議会の議決を受けないといけないようなものであれば、時限付の但し書きを入れたり、表を二つに分けたりする方法があるんですけれども、規則・訓令・要綱については、その時点で改めて改正をするというのが県全体の方針として定めてありますので、今回はそれに準じて時限付の記載はしていません。然るべき時期に改めて削除する改正を行うということになります。

委員 分かりました。

教育長 ほかにご質疑ございませんか。

全員 はい。

教育長 それでは異議なしと認めます。お諮りします。議案第10号は事務局提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか

教育長 異議なしと認めます。それでは議案第10号「始良市立学校財務事務取扱規程の一部を改正する訓令に関する件」については可決されました。次に日程第5、議案第11号「始良市新学校給食センターPFI事業審査委員会要綱の制定に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (保健体育課長)資料は29ページからになります。
議案第11号「始良市新学校給食センターPFI事業審査委員会要綱の制定に関する件」について説明します。
はじめに、新学校給食センターPFI事業について説明したのち、要綱案について説明いたします。資料の32ページをお開きください。
これまでの経過としましては、PFIアドバイザー業務については、公募型プロポーザル方式により株式会社建設技術研究所鹿児島事務所に決まり、契約締結後、現在、PFI法第5条に基づく実施方針(案)や要求水準書(案)を作成しているところで、3月末に公表する見込みとなっております。
次にPFI事業者の選定方法について説明します。始良市新学校給食センターをPFI手法で整備するにあたりましては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき実施することになりますが、PFIの事業者の選定にあたっては、総合評価一般競争入札方式を採用します。法第8条で民間事業者は公募の方法等により選定するものとされており、公募の方法としては、総合評価一般競争入札、企画競争(コンペ方式)、公募型プロポーザル等の方式がございますが、平成12年3月29日に発出された「地方公共団体におけるPFI事業について」では、PFI事業者の選定方法は総合評価一般競争入札が原則とされています。
また、給食センターのPFI手法による先行事例として約8割が採用されていることから、本市としましては、総合評価一般競争入札を採用することになったものです。
参考資料の33ページをご覧ください。総合評価の審査にあたっては事業審査委員会を設置し審査にあたります。委員の構成については、「3 PFI事業審査委員会の委員構成(案)」をご覧ください。学識経験者として、公共経済、経済政策などの専門家1名、建築の専門家1名、給食管理の専門家1名を予定しており、鹿児島大学の教授等を考えています。
また、市長が特に必要と認める者として、始良市内の学校栄養教諭の代表1人、鹿児島県学校給食会の食品衛生関係の専門家1人、そして、市の職員として部長級の職員2人の合計7人で構成する予定です。
「4 事業契約までのスケジュール」をご覧ください。PFI法第15条に基

づく、実施方針の見通し等の公表をした後、3月末に実施方針（案）と要求水準書（案）の公表を見込んでいます。4月には、第1回目のPFI事業審査委員会を開催し、合計で4回審査委員会を開催します。なお、委員の選任にあたりましては、4月の定例教育委員会で議案として提案いたします。

それでは、資料の30ページの要綱案にお戻りください。第1条で設置について趣旨が規定しています。総合評価一般競争入札を採用にあたりましては、選定手続きの公平性、透明性を確保するため、始良市新学校給食センターPFI事業審査委員会を設置するために本要綱を制定するものでございます。

第2条では所掌事項としまして、（1）総合評価一般競争入札の実施に関すること。（2）施行令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準に関すること。（3）事業者による提案書その他資料の審査に関すること。（4）優秀提案者の選定に関すること。（5）その他新学校給食センターPFI事業に関し必要な事項に関すること。を規定しています。

第3条は、組織等としまして委員7人以内で構成し、委員の構成につきましては、先ほど資料の33ページで説明したとおりでございます。

第4条が委員長、第5条が会議、第6条が庶務の規定となっております。なお、要綱の施行期日は令和6年度当初予算の議決予定日の令和6年3月21日から施行するとしています。以上で説明を終わります。

教育長

ただいま事務局からの説明が終わりました。

ご質疑いただきたいと思っておりますけれども、まずPFIについて簡単に説明してください。

事務局

（保健体育課長）新学校給食センターはPFI手法というものを採用することになっております。通常、公共事業というのは行政の方で仕様書を作って、それに基づいて発注をかけて、建物を建て終わったら、運営は市の方でやっていくという手法でやっているのですが、PFIというのは、設計から建設、建設した後の運営まで全て民間業者に実施を委ねます。ですので、設計から建設まで約3年、その後の事業の運営が約15年、その期間を完全に民間事業者任せますので、その期間ずっと民間が給食を提供するという仕組みになっております。

今回、始良市で初めて採用するのですが、新聞報道でもあるとおり、鹿児島県の体育館等もこのPFI手法を取り入れてやります。民間活力を活用することによりまして、設計・工事・運営の経費の削減もさることながら、民間のノウハウをいろいろ生かすことによって、円滑な運営を見込んでいくこととございます。以上でございます。

教育長

行政が直接建設に関わっていくと、例えば、最初の初期投資が50億円かかると、それだけ用意しないといけない。ところが今、始良市は新庁舎、加

治木庁舎、子ども館もできて、再来年は蒲生庁舎もできます。非常に行政需要の高まりがあるわけですね。一気に50億円などの金額はどうにも出来ない。このPFI手法は、我々が家を作るときに直接現金を払うのではなくて、ローンにして払っていくのと同じように、15年間というスパンで、その中でかかった費用を分割して払っていくようなものです。それと民間のノウハウも活用もできるということがあります。松原なぎさ小を造る時にPFIという話があったんですけど、あんまり利益性がないものですから学校建設には馴染まないということで辞めたんです。学校給食センターの場合、一つの生産拠点になるし、一つの工場という部分もあるものですから、PFI手法を取り入れることになりました。ローンですから、総体的にはそれ以上の金額がかかることにはなりません。何かご質疑ございませんでしょうか。

委員 新しい給食センターの運営をしていくのは、教育委員会だけということではなくて、民間事業者と一緒にやっていくということですか。

事務局 (保健体育課長) PFIをする場合には、構成組織の中に、食品事業会社や建設会社、設計会社、そういったものを入れた特定目的会社を作ります。その中で給食センターの運営に関しては、食品の専門会社が製造から学校までの運搬など一連の業務をすることになります。従いまして、調理員なども全て事業運営会社が雇用することになっております。ちなみに現在働いている調理員は市の方で雇っているのですけれども、事業運営会社の方に雇っていただけるように話を進めていきたいと思っております。以上です。

委員 分かりました。栄養教諭の話についてはどうなるんですか。

教育長 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律では、配食数で栄養教諭の人数が決まっているんです。自校方式では児童生徒550人以上で一人、センター方式では1,501人以上6,000人以下は二人です。センター化すると栄養士の配置が少なくなるわけです。ですから、配食数ではなくて、配食される学校数に応じた栄養教諭の配置をというのを求める要望を都道府県教育長協議会を出しています。食育というのはどこの学校も必要なんですから、そういう意味で要望を出しています。始良市や鹿児島県、一市、一県が要望しても国は振り向いてくれないですから、都道府県全体で要望を出してもらっています。

委員 分かりました。

教育長 ほかにないですか。
よろしいですか。質疑はございませんか。

それでは諮りします。議案第11号は、事務局提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって議案第11号「始良市新学校給食センターPFI事業審査委員会要綱の制定に関する件」については、可決されました。次に日程第6、議案第12号「始良市就学援助要綱の一部を改正する告示に関する件」を議題といたします。まず事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (学校教育課長)34ページをご覧ください。「始良市就学援助要綱の一部を改正する告示に関する件」について説明をいたします。
令和6年4月1日からの始良市学校給食費等に関する条例の施行、いわゆる学校給食費の公会計化に伴い、就学援助を申請する保護者が、始良市に支払うべき学校給食費に未納がある場合、就学援助費の受領及び支払について始良市へ権限を委任する文言を追加する様式に改めることと、併せて押印省略等の整備を行うものです。
38ページをご覧ください。まず、様式第1号(第5条関係)ですが、様式左上の始良市長殿の下にある文言の改正です。「保護者が学校に支払うべき学用品費や学校給食費に未納がある場合は、その受領及び支払について、校長へ一切の権限を委任します。」から、「就学援助費の受領及び支払いについて、保護者が始良市に支払うべき学校給食費に未納がある場合は始良市長に、学校に支払うべき学校納金に未納がある場合は校長に一切の権限を委任します。」へ改めます。
また、太枠欄中の「学校名」欄にある「※新中学1年生は、進学先の中学校名を記入」及び隣接の「学年」欄にある「※新学年で記入」を削除し、中段の「前年度就学援助費受給の有無」の下に「前年度就学援助と同一の振込口座を使用する」を追加しました。
さらに、様式第1号及び様式第2号の申請する保護者氏名欄中の㊟を削除しております。
この訓令の施行期日は、令和6年4月1日を予定しております。以上です。

教育長 学校給食費の公会計化に伴い、就学援助申請の様式の変更です。何かご質疑ございますでしょうか。

委員 公会計化されると、学校長ではなくて全て市長が権限を持つことになるのですか。

事務局 (保健体育課長)公会計化というのは、給食費以外にもやっております。修学旅行費や学校に納めるいろいろなお金についても公会計化が言われているところですけど、始良市が現在取り組んでいるのは給食費だけです。

今回給食に関しては、市長が権限を持つというところで、それ以外は、これまでどおり学校長に権限を残すということになると思います。

委員 わかりました。

教育長 ほかにございませんでしょうか。なければお諮りします。
議案第12号は、事務局提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 それでは異議なしと認めます。議案第12号「始良市就学援助要綱の一部を改正する告示に関する件」については、可決されました。
次に日程第7、議案第13号「燃ゆる感動かごしま国体庁内推進会議要綱を廃止する告示に関する件」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (国体推進課長)現在、会長を副市長、副会長を教育長、そして委員は各部長で構成されておりますが、国体庁内推進会議要綱を国体の終了に伴い廃止するということとなります。この定例教育委員会での議決後、本日以降に廃止するというので告示をさせていただきます。よろしく願います。以上です。

教育長 国体終了したとことに伴う要綱廃止についてです。
何かご質疑ございませんでしょうか。
質疑なしと認めます。
お諮りします。議案第13号は、事務局提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって議案第13号「燃ゆる感動かごしま国体庁内推進会議要綱を廃止する告示に関する件」については、可決されました。
次に日程第8、事務連絡に入ります。
委員の皆様方から何かございますでしょうか。なければ事務局から事務連絡ありますか。

事務局 (保健体育課長)本日机上に令和5年度始良市児童生徒体力・運動能力調査結果を配付しておりました。この調査は、毎年8月に小学校5年生の男子・女子、中学校2年生の男子・女子の8項目の体力について調査を行っているものでございます。細かな中身については説明を省略させていただ

て、傾向を少しお話しさせていただきたいと思います。

2 ページのレーダーチャートをご覧ください。始良市の傾向としまして、左側のボール投げ、立ち幅跳び、50m走、20mシャトルランについては、毎年だいたい平均以上を上回っているんですけども、右側の項目、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び。こちらの項目が毎年全国平均を下回るといったような傾向がございます。これは小学校・中学校いずれも同じような傾向になっているところです。走ったり投げたり、そういったものもあるのですが、特に体幹、握力や体を曲げたり、柔軟性というところで、はっきりと課題が見えているところです。

これまでコロナ禍で、運動については力を入れることがなかなかできなかったところですが、今後体幹の部分についても、しっかりと取り組んでいきたいという考え、令和6年度につきましては鹿屋体育大学の梶ちか子さんという方で、子どもの体力向上を目指したエクササイズに取り組んでいる先生がいらっしゃいます。エクシードというもので、簡単に言えばリズムに合わせて体を動かして体力を増強させようというもので、ラジオ体操が3分間体を動かして運動をするんですが、それよりも少し筋肉に意識させながら体を動かす、そういった運動を5分間、毎日の空いた時間で取り組めるようなものに取り組んでみたいと考え、梶先生をお呼びしまして、教員向けの研修会を開いて、基礎的な体力を向上させたいと考えているところです。これで先生方にも少しずつでも取り組んでいただいて、子どもたちの体力向上に努めたいと考えているところです。以上です。

教育長 よろしいですか。ほかにないですか。

事務局 (国体推進課長)かごしま国体・鹿児島大会の始良市の大会報告書が、今日の9時半頃出来上がりしましたので早速お配りさせていただきました。写真編と資料編という形ではっきり分けて、たくさんの写真を載せて、後ろの方に来場者数や宿泊者数などの資料編をつけております。またゆっくり見ていただければと思います。ご協力ありがとうございました。

教育長 それでは行事予定に入っていきます。教育総務課からお願いいたします。
(各課より順次説明)

教育長 ただいまの行事予定について委員の皆様方、何かご質問ございますか。

それでは、以上で本日の議事を全て終了いたします。
お諮りします。本日の議事録の字句の軽微な訂正等については、当局に一任していただきたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長

異議なしと認めます。よって、議事録の軽微な字句の訂正は、当局にご一任いただきました。以上で、令和6年第3回教育委員会定例会を終了いたします。皆さまご苦勞様でした。

全員

ありがとうございました。